

小田原市企業誘致推進条例

【対象要件】

| 区分 | 新規立地 | 拡大再投資 |
|-----------|--|--|
| | 企業等が新たに土地・家屋を取得・賃借して事業所等を開設し、操業を開始する場合 | 市内で10年以上継続して事業を営む企業等が家屋の増築等を行い、事業を拡張する場合 |
| 投下資本額 | 大企業／1億円以上、中小企業／5,000万円以上 | |
| 固定資産の取得期間 | 2020年4月1日から2025年3月31日まで | |
| 操業開始期間 | 2020年4月1日から2028年3月31日まで | |

【対象地域】

工業地域、工業専用地域、工業系保留区域

【対象業種】

製造業、自然科学研究所、情報通信業

【支援内容】

- 立地奨励金
投下資本額の10%(上限1億円)
- 本社立地加算金
本社を移転・立地した場合、異動従業員数等に応じて、立地奨励金に投資額の5%、最大5,000万円を加算します。
- 市内企業活用加算金
市内企業に建築工事等を発注した場合、立地奨励金に、発注額の5%、最大3,000万円を加算します。
- 税制上の優遇制度
事業開始後5年間の固定資産税、都市計画税の税率を1/2にします。
- 雇用促進奨励金
5人以上の市内居住者を1年以上継続して新たに雇用した場合、1人につき50万円(上限2,000万円)
※条件により適用できない場合があります。

小田原市企業誘致に係る転入促進奨励金

【対象者】

企業誘致推進条例の適用(新規立地または本社立地を伴う拡大再投資に限る)を受けた企業の従業員で、本市に転入し住宅を購入した従業員。

【適用期間】

企業誘致推進条例の交付決定日から5年以内

【支援内容】

1世帯当たり50万円

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例)

【対象地域】

工業地域、工業専用地域、準工業地域

【支援内容】

| | | |
|---------------------|---------|-------------|
| 工業専用地域、工業地域 | 緑地面積率 | 6%以上 |
| | 環境施設面積率 | 5%以上、計11%以上 |
| 準工業地域 | 緑地面積率 | 15%以上 |
| | 環境施設面積率 | 5%以上、計20%以上 |
| 上記地域における重複緑地算入率 50% | | |

小田原市企業立地促進融資利子補給制度

【対象者】

神奈川県企業立地促進融資を利用して、小田原市に立地する企業

【適用期間】

利子の支払いを始めた日の属する月から3年以内

【利子補給の対象となる融資限度額】

西湘テクノパーク及び鬼柳・桑原地区工業団地に立地する場合は融資額のうち5億円以内、それ以外は1億円以内の額に対する利子相当額が対象

【支援内容】

融資利率以内の利子相当額を助成

オフィス賃料等補助金

【対象者】

新たに事務所を開業しようとする市外事業者
3人以上の正社員増員を伴い市内に事業所を新たに整備する市内事業者

【対象地域】

市内全域

【支援内容】

物件取得費、賃借料の1/2(賃借料の場合、最大36か月間)
 上限 床面積200㎡未満137,000円/月、200㎡以上499,000円/月(本社・本店の場合)
 床面積200㎡未満125,000円/月、200㎡以上416,000円/月(上記以外の場合)
 小田原市民を正規職員として雇用した場合、一人あたり30万円加算(上限150万円)

リノベーション費用補助金

【対象者】

新たに事務所を開設しようとする市外事業者
3人以上の正社員増員を伴い市内に事業所を新たに整備する市内事業者

【対象地域】

市内全域

【支援内容】

リノベーション工事費用の1/2
上限 床面積200㎡未満275万円、200㎡以上990万円(市内企業発注の場合)
床面積200㎡未満250万円、200㎡以上900万円(上記以外の場合)

コワーキングスペース利用料等補助金

【対象者】

市内コワーキングスペース等に入居し、地域課題解決に取り組む法人等

【支援内容】

施設利用料、交通費又は宿泊費の1/2
上限 41,000円/月(最大12か月)

問合せ

小田原市経済部産業政策課 (0465)33-1513